

認定規程

平成13年12月7日制定
平成16年6月13日改正
平成18年9月17日改正
平成24年4月1日改正
平成26年4月14日改正

一般社団法人 日本消防放水器具工業会

(目的)

第1条 本認定規程は、一般社団法人日本消防放水器具工業会（以下「工業会」という。）が行う認定に関して、必要な事項を規定することを目的とする。

(技術基準)

第2条 認定は、次の各号に掲げる技術基準により行う。

(1) 登録認定

スプリンクラー設備等の送水口の基準（平成二十六年四月十四日 消防庁告示第十九号）

(2) 自主認定

採水口の技術基準（平成二十六年四月二十三日（一社）日本消防放水器具工業会基準日放工第十号）

(認定の区分)

第3条 認定は、型式認定及び個別認定に区分する。

認定対象品目は、別表1に定めるものとする。

2 型式認定は、個別認定を行うためにあらかじめ型式に係る形状、構造、材質、性能（以下「形状等」という。）が、技術基準に適合しているかどうかの判定をするために行う。

3 個別認定は、機器等の形状等が前項の型式認定で適合と判定された型式に係る形状等と同一であるか否かについて行う。

(型式認定)

第4条 型式認定を依頼しようとする者は、型式認定申請書（別記様式第1号）正副2部及び以下に掲げる書類等を工業会に提出する。

(1) 機器設計仕様書；別記様式第2号

(2) 設計図；機器の構造、部品の名称、寸法、材質等を明らかにしたもの及び部品図一式（サイズA3及びA4）

(3) 社内試験成績書（型式試験用別記様式第17号又は18号）

(4) 品質管理諸事項；申請者の品質管理基準、品質管理体制図等

ただし、すでに同一受検場所で複数の認定型式を受検している場合は、品質管理諸事項について別ファイルとし、個々の申請書類への添付を省略することができる。

2 認定型式を有する者に、当該型式（以下「受託型式」という。）による製品と同一の製品の製造を委託することを前提として、型式認定試験の依頼を行う場合の取得しようとする型式（以下「委託型式」という。）に係る個別認定の申請手続き及び認定合格証票の管理を、受託者が行う場合は、以下に掲げる書類等を工業会に提出する。

- (1) 型式認定申請書（委託者名で作成のこと。）
- (2) 委受託型式確認書（別記様式第3号）
- (3) 受託型式の設計仕様表（承認印のあるものの写し 一式）
- (4) 組立図（承認印のあるものの写し 一式 詳細部品図は不要）

3 型式認定試験の方法は、申請者の試験場所で検査員が立会って行う試験（以下「立会試験」という。）又は工業会が認める試験場所の立会試験によること。ただし、工業会が認める場合は、試験の一部又は全部を第三者の公的機関等の試験に替えることができる。

（型式認定証の発行）

第5条 工業会は型式認定申請に基づき型式認定試験を行った結果、技術基準に適合していると認めるときは、型式認定番号を付与した型式認定証（別記様式第4号）を申請者に交付する。

- 2 事務局は、形式認定証の1部を、連番号に従って管理、保管する。
- 3 型式認定番号の付与方法は別表1に従う。

（型式変更認定）

第6条 型式認定を受けた型式のうち、別表2に示す型式変更該当する範囲で、性能及び機能に影響がない場合は、型式変更認定として取り扱う。

- 2 型式変更認定を受けようとする場合は、型式変更申請書（別記様式第5号）及び次に掲げる書類等を添えて正副各々1部を工業会に提出する。
 - (1) 設計仕様比較表：変更後の仕様比較がわかるもので、別記様式第6号に準ずる比較表。
 - (2) 設計図：構造、部品名称、寸法、材質等の変更部分を明らかにしたもの。
 - (3) 既確認書類（写）一式：承認印のあるもの。
 - (4) 社内試験成績書（型式試験用 別記様式第17号又は18号）
- 3 型式変更認定試験の実施方法は、型式認定試験に準じる。ただし、書類審査のみで確認が可能と工業会が判断した場合は、立会試験を省略することができる。

（軽変更）

第7条 型式認定を受けた型式のうち、別表3に示す軽変更該当する範囲で、性能及び機能に影響がない場合は、軽変更として取り扱う。

- 2 軽変更を受けようとする場合は、軽変更届（別記様式第7号）及び軽変更に関する図面等を添えて正副各々1部を工業会に提出し承認を受ける。
- 3 軽変更の可否については、別表3に基づき工業会理事会により専任された理事（以下

「専任理事」という。)が可否を決定する。

4 別表3に該当するか否かの判断が困難な場合は、認定委員会に諮る。

(個別認定)

第8条 型式認定に合格した製品を、その個別認定を受けようとするときは、以下の手順による。

- (1) 個別認定受検希望日の2週間前までに、個別認定希望日表(別記様式第8号)を工業会に提出する。
- (2) 専任理事は、個別認定日を決定し、申請者に通知する。
- (3) 申請者は、決定した個別認定日の3日前までに、試験手数料の控え(別記様式第10号)を添えて個別認定申請書(別記様式第9号)を提出する。
- (4) 個別認定試験において、ロットが合格とされた場合は、申請者は試験ロットの個々の製品に認定証票又は自主認定証票を貼付する。
- (5) 専任理事は、立会試験を省略し、申請者の社内試験成績表(別記様式第11号)により、個別認定の可否を決定することができる。
- (6) 立会試験の省略は、連続する2年度の累計受検数が別表5に示す限界立会試験受検数を超えない範囲とし、型式ごとに立会試験(型式認定試験の立会試験を含む。)の間隔が2年を超えてはならない。
- (7) 個別認定が保留となった後の再申請、個別認定が不合格となった次の個別認定及び第11条(品質維持義務)について確認が必要と判断される場合は、速やかに立会試験を実施する。
- (8) 申請者は、認定証票及び自主認定証票の受け払いについて、受払台帳(別記様式第13号)を備え、随時工業会の確認を受ける。

(型式の取消し)

第9条 型式認定後において構造等の無届変更、不正の手段により型式認定または個別認定を故意に合格させた場合、品質管理上著しい不備及び主要構造に、欠陥等がある場合、又は型式認定申請者の文書による届け出により、その型式を失効する場合は、工業会は当該型式を取り消すことができる。

(申請料)

第10条 型式認定、型式変更認定及び個別認定を行うに必要な申請料については、別表4のとおりとする。

(品質維持義務)

第11条 型式認定を受けた申請者は、当該型式に係わる構造等と同一のものを製造するために、その品質の確保に務めなければならない。

(申請者が備えるべき書類)

第12条 個別認定受検者は、以下の書類を備えるものとする。

- (1) 型式認定書類 副本(型式失効から5年間は保存のこと。)

(2) 個別認定申請書・個別試験成績表・個別試験履歴表（別記様式第12号）（個別認定日より5年間以上保管のこと。）

(3) 認定証票受払台帳・自主認定証票受払台帳（個別認定日より5年間以上保管のこと。）

2 前項の書類は、工業会からの要請があれば提出できるように整理保管し、立会試験時に、検査員が確認する。

（工業会が備えるべき書類）

第13条 工業会は、以下の書類を工業会事務局に備えるものとする。

(1) 型式認定書類 正本（型式失効から5年間は保存のこと。）

(2) 個別認定申請書・個別試験成績表・個別試験履歴表（個別認定日より5年間以上保管のこと。）

(3) 認定証票受払台帳・自主認定証票受払台帳（個別認定日より5年間以上保管のこと。）

(4) 申請料等に関する会計帳簿（7年間以上保存のこと。）

2 前項の書類は、年3回以上監査員による監査を実施する。

（型式認定申請等の委任）

第14条 型式認定、型式変更認定及び個別認定の申請手続きを、申請者以外に委任する場合は事前に委任状（別記様式第15号）を工業会に提出する。

（氏名等の変更の届出）

第15条 型式認定を受けた者が社名、代表者名、所在地又は受検場所の変更等の型式認定・個別認定にかかる事項を変更した場合は、遅滞なく変更届け（別記様式第20号）を工業会に提出する。

（受検場所及び受検設備の変更）

第16条 受検場所及び重要な受検設備等の変更・増設・廃止を行う場合は、初回を立会試験とし、受検・検査設備の確認を行う。

附 則

この規程は、平成14年4月1日より実施する。

平成16年9月17日指定認定を登録認定に改訂。

平成18年6月13日別表3軽補正事項を追加

この規程は、平成24年4月1日より実施する。

（第15条、第16条追加・別表1・別表4を改正）

この規程は、平成26年4月14日より実施する。

（第2条(1)・(2)を改正）

別表1

区別	種別	形状	弁付きの区分	型式番号	備考	
登録 認定	送水口 双口	壁埋込型		認送-〇〇〇(連番号)		
		スタンド型				
		その他				
	送水口 単口	壁埋込型				
		スタンド型				
		その他				
自主 認定	採水口 双口	壁埋込型	弁付き	適採-〇〇〇(連番号)	型式変更の場合は、連番号の後に一枝番号とする	
		スタンド型				
		その他				
	採水口 単口	壁埋込型	弁付き			
		スタンド型				
		その他				
		壁埋込型	弁無し			
						スタンド型
						その他

別表2

型式変更該当する変更の例示	
ホース接続口の材質変更	青銅鋳物からステンレス鋳物に変更等
本体材質の変更	青銅鋳物からステンレス鋳物に変更等
肉厚の変更	材質変更に伴う肉厚変更等
スタンド型のパイプ材質の変更	ステンレスパイプから真鍮パイプに変更等
内部部品の材質・寸法変更	弁体を青銅鋳物からステンレスに変更等
主要構造・機能が同等で、元型式と互換性があるものに限る。	

別表3

軽変更に該当する変更の例示	
ホース接続口の種類の追加・変更	ねじ式を追加等（同一呼称に限る。）
保護キャップの追加・変更	保護キャップの材質・形状等の変更等
外部装飾の追加・変更	装飾メッキの追加・変更、磨き・ヘアラインの追加等（防錆処理に影響のないもの。）
配管との接続方式の追加・変更	管用ねじをフランジ・ハウジング継手等に変更（同一呼称に限る。）
自立型送水口のパイプ長さを短くする	配管接続部からホース接続口までの寸法を短くする場合
その他	図面のみで性能・機能に影響がないと判断できる部分の変更
主要構造・機能が同一で通水断面の減少しないものに限る。	

別表4

区 別	形 状	弁付きの区分	型式申請料	型式変更申請料	個別試験料
登録認定	送水口双口		1件につき ¥80,000	1件につき ¥60,000	1個につき ¥400
	送水口単口				
自主認定	採水口双口	弁付き	1件につき ¥60,000	1件につき ¥40,000	1個につき ¥300
	採水口単口	弁付き			
		弁無し			

等価管長試験費用	¥50,000	工業会に左記を依頼する場合
謄本申請(1件当たり)費用	¥1,000	
抄本申請(1件当たり)費用	¥500	
FPDコピー申請費用	無償	

別表5

限界立会試験受検数

累計受検数	累計立会試験受検数
1～15	2
16～25	3
26～90	5
91～150	8
151～280	13
281～500	20
501～1200	32
1201～3200	50
3201～10000	80
10001～35000	125
35001～150000	200

- 1) 累計受検数は、同一受検場所で個別認定を受検する委受託型式を含む総数とする。
- 2) 立会試験省略の為の累計受検数とは、前年度（4月から3月）の受検総数に当該年度の受検総数を加えたものをいう。
- 3) 累計立会試験受検数は、前年度（4月から3月）の立会試験時の受検個数の累計に当該年度の立会試験時の受検累計個数を加える。

注： 各型式の立会試験の省略は、2年を超えてはならない。（委受託型式は同一型式として取り扱い、いずれかの型式が2年以内に立会試験を受検している場合は、省略とすることができる）